

一般社団法人西日本泌尿器科学会倫理委員会規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という。）の倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条（倫理委員会の目的）

委員会は、倫理に関する諸問題を担当し、この法人の会員（以下「会員」という。）が行う治療行為および医学研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿い、医の倫理に基づいて実施されるよう指導、支援することを目的とする。

第3条（編集委員会の業務内容）

委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に係る業務を行う。

- (1) 会員が指導、指針を求める案件について、審議し、その結果に基づき指導、監督すること。
- (2) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

第4条（構成）

委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 西日本泌尿器科学会の会員のうち准教授または講師から若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者。

第5条（委員の選任）

- 1 委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

第6条（委員の任期）

- 1 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（委員長および副委員長）

- 1 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。
- 4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第8条（審議および指導）

- 1 会員が指導、指針を得たいとする案件を文書により理事会に提出し、審議が妥当とされる場合、その審議を担当する。
- 2 審議終了後、委員長は、速やかにその結果を文書にて理事長に報告する。
- 3 理事長は、理事会にその結果を報告し、理事会の承認を得た後、申請した会員に結果を通知し、指導、監督する。
- 4 理事長は、委員長、申請した会員および関係者の同意を得て、個人のプライバシーを侵さない範囲で、その結果を公表することができる。

第9条（委員会の開催，議決）

- 1 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

- 2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第10条（委員以外の者の出席）

- 1 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 2 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

第11条（庶務）

委員会の庶務は、西日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第12条（規則の変更）

本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

- 1 この規則は、令和3年11月5日から施行する。